平成２７年（フ）第３２４５号
東京都中野区沼袋２丁目26―12
債務者　中野　優子
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２４８号
東京都品川区南大井３丁目20―14―301
債務者　神　佑太郎
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２５０号
神奈川県川崎市多摩区登戸1312―１―404
債務者　沖田　利勝
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２５４号
東京都千代田区岩本町２丁目15―８
債務者　坂口　　直
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２５９号
埼玉県さいたま市岩槻区美幸町２―12
債務者　等々力千尋
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２６１号
千葉県佐倉市江原271―３
債務者　有屋田美紀
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２６５号
千葉県八千代市村上1113―１　２街区５棟903号
債務者　山下　幸浩
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２６９号
東京都江戸川区西葛西８丁目８―19―102
債務者　田房　俊次
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２７０号
東京都江東区亀戸６丁目56―９―402
債務者　的場　辰也
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２７２号
東京都江戸川区西小岩２丁目20―16―709
ライオンズマンション西小岩第３
債務者　塚本　貴教
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２７３号
埼玉県草加市谷塚上町158―１
債務者　長　宏一郎
1　決定年月日時　平成27年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２８０号
東京都西東京市柳沢１丁目12―６―201
債務者　山代　幸一
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２８３号
東京都練馬区南大泉１丁目10―15
債務者　今井　明美
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２８５号
東京都小金井市貫井南町５丁目15―７―101
債務者　北川　節子
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第３２８６号
東京都世田谷区北沢５―31―18―203、住民票上の住所埼玉県所沢市大字下富1056―41
新所沢フラワーヒル５―１
債務者　加藤　恵理
1　決定年月日時　平成27年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月16日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月16日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部